

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、
保険税が減免となります。

【保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に世帯の主たる生計維持者（以下、世帯主）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の令和4年（2022年）中の収入が減少※した世帯の方
⇒ **保険税の一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯主について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和3年（2021年）に比べて10分の3以上減少した
- (2) 令和3年（2021年）の所得の合計額が1,000万円以下である
- (3) 収入が減少した種類の所得以外の令和3年（2021年）の所得の合計額が400万円以下である

注：申請に当たっては、収入がわかる書類が必要となります。

- **保険税の減免額**は、**減免対象保険税額**（ $A \times B/C$ ）に**減免割合**（ D ）をかけた金額です。

減免対象の保険税額（ $A \times B/C$ ）

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B:世帯主の減少した収入にかかる令和3年（2021年）の所得額
C:世帯主及び世帯の被保険者全員の令和3年（2021年）の合計所得金額

世帯主の

合計所得金額に応じた減免割合（ D ）

- 300万円以下の場合：全部(10分の10)
400万円以下の場合：10分の8
550万円以下の場合：10分の6
750万円以下の場合：10分の4
1,000万円以下の場合：10分の2

※世帯主の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年（2021年）の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

詳細・申請書は草加市ホームページに掲載しています。

問合せ先

草加市 保険年金課 保険税係

T E L 048-922-1592（直通） F A X 048-922-3178

申請期限

原則、納税通知書に記載された最初の納期限まで